三次市Ｕターン者実家等改修補助金申請確認書兼誓約書

年　　月　　日

三次市長　様

（補助金申請者）

　　　　　　　　　　　　　　　住　所

氏　名　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　私は，三次市Ｕターン者実家等改修補助金を申請するにあたり，下記の申請要件をすべて満たしていることを確認します。

また，三次市Uターン者実家等改修補助金要綱第１３条の規定を確認したうえで，補助金を申請します。

【申請要件】

* 対象物件はUターン者の定住のために申請者（物件所有者）が改修する住宅です。
* 対象物件の所有者は，Uターン者又はUターン者の3親等以内の親族です。
* Uターン者は，申請時点で三次市外在住又は三次市内に転入して1年が経過していません。また， 2年以上三次市内に住民票及び居住実態がありません。
* 申請者及び申請者の世帯員全員，Uターン者は市税等の未納はありません。
* 申請者及び申請者の世帯員全員，Uターン者は暴力団員等ではありません。
* 対象物件の取得経費について，市又は他の地方公共団体等から補助金等を受けていません。

**参考：三次市Uターン者実家等改修補助金要綱**

第１３条　市長がやむを得ないと認める場合を除き，補助金の交付を受けた者又はＵターン者は，次の各号のいずれかに該当するときは，当該者が補助金の交付を受けた経過年数に応じて別表第２に規定する返還額を返還しなければならない。

⑴　当該補助事業により改修した箇所を補助金の受領日から５年が経過する日までに取壊しを行ったとき。

⑵　当該補助事業により改修した実家等を補助金の受領日から５年が経過する日までに転居又は転売したとき。

⑶　前２号に掲げるもののほか，市長が返還が必要であると判断したとき。